

別表（第8条関係）

区 分		写しの大きさ等	単 位	金 額
文書， 図 画 および 写真	乾式複写機により 写しを作成する場 合	A 3 判 以 内	片面 1 枚	円 1 0
		A 3 判 超	片面 1 枚	下記表のとおり
	カラー複写機により 写しを作成する 場合	A 3 判 以 内	片面 1 枚	1 0 0
マイクロフィルムリーダー プリンターにより写しを 作成する場合		A 3 判 以 内	1 枚	1 0
電磁的記録	録音テープまたは 録音ディスク	録音テープ (標準 120分) 録音用	1 巻	2 0 0
	ビデオテープまた はビデオディスク	ビデオテープ (標準 120分) 録画用	1 巻	3 0 0
	フレキシブルディス クカートリッジ	日本工業規格 X 6 2 2 3 に適合 する幅 9 0 ミリ メートルのもの	1 枚	5 0
	光ディスク	日本工業規格 X 0 6 0 6 および X 6 2 8 1 に適 合する直径 1 2 0 ミリメー トルのもの	1 枚	2 0 0
	その他の電磁的記 録	用紙に出力	片面 1 枚	文書， 図画 お よび写真の例 による

備考 写しを送付する場合は、郵送料を上記の金額に加算する。

写しの大きさ等	金 額
A3 判まで 片面 1 枚につき	10 円
A3 判超～A2 判まで //	70 円
A2 判超～A1 判まで //	100 円
A1 判超～A0 判まで //	200 円
A0 判を超えるときは、A1 判で換算して得た額とする。	

平成 年 月 日

公益財団法人高松市国際交流協会

理事長 竹崎 克彦 様

申出者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、その事務所等の所在地、名称および代表者の氏名等〕

電話番号

文書等公開申出書

公益財団法人高松市国際交流協会情報公開規程第5条の規定により、次のとおり文書等の公開を申し出ます。

1 知りたい文書等の内容 〔文書等の名称その他の文書等を特定するに足る事項〕		
2 公開の方法の区分	文書 図画 写真 マイクロフィルム	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付
3 写しの郵送希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4 備考		

※ 事務担当課等	
----------	--

注

- 1 については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

- 3 記載に不備があるときは、公益財団法人高松市国際交流協会情報公開規程第6条第2項の規定により補正を求めることがあります。

平成 26 年 6 月 19 日

高松市 都市交流室長

山下 省吾 様

公益財団法人高松市国際交流協会

理事長 竹崎 克彦

公開

文書等 決定通知書

非公開

平成 26 年 6 月 18 日付けで公開申出のあった文書等については、公益財団法人高松市国際交流協会情報公開規程第 10 条第 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 公開申出に係る文書等	高松市・セント・ピーターズバーグ姉妹都市提携 50 周年市民親善訪問団参加者名簿 (氏名、住所)
2 決定内容	<input checked="" type="checkbox"/> 公開する。 <input type="checkbox"/> 一部公開する。 〔公開しない部分〕 <input type="checkbox"/> 公開しない。
3 文書等の公開の日時および場所	(日時) 平成 26 年 6 月 19 日 午前 2 時 30 分 午後 (場所) (公財) 高松市国際交流協会事務局
4 公開しない理由	公益財団法人高松市国際交流協会情報公開規程第 7 条第 号に該当 (理由)
5 上記の理由がなくなる日	年 月 日 (この日以後に改めて請求してください。)
6 事務担当課等	事務局員 田中 瞳
7 備考	

注 1 指定された公開の日時で御都合が悪い場合は、あらかじめ御連絡ください。  
2 文書等の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、公益財団法人高松市国際交流協会に対して異議の申出をすることができます。

公財高協第 号

平成 年 月 日

様

公益財団法人高松市国際交流協会  
理事長 竹崎 克彦

文書等公開申出拒否決定通知書

年 月 日付けで公開申出のあった文書等については、公益財団法人高松市国際交流協会情報公開規程第 9 条の規定により、次のとおり文書等の存否を明らかにしないで公開申出を拒否することに決定したので、通知します。

1 公開申出のあった知りたい文書等の内容	
2 文書等の存否を明らかにしない理由	
3 事務担当課等	
4 備考	

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、公益財団法人高松市国際交流協会に対して異議の申出をすることができます。

公財高協第 号

平成 年 月 日

様

公益財団法人高松市国際交流協会

理事長 竹崎 克彦

文書等公開決定等期間延長通知書

年 月 日付けの文書等の公開申出については、次のとおり公開決定等の期間を延長しましたので、公益財団法人高松市国際交流協会情報公開規程第 11 条第 2 項の規定により通知します。

1 公開申出のあった知りたい文書等の内容	
2 当初の決定期間の満了日	年 月 日 ( )
3 延長後の期限	年 月 日 ( )
4 延長の理由	
5 事務担当課等	
6 備考	

公財高協第 号

平成 年 月 日

様

公益財団法人高松市国際交流協会  
理事長 竹崎 克彦

文書等の公開に係る意見照会書

公益財団法人高松市国際交流協会情報公開規程第 5 条の規定による公開申出のあった文書等に、あなたに関する情報が記録されていますので、同規程第 12 条第 1 項の規定により通知します。

当該公開申出に係る文書等を公開決定することについて御意見があれば、次の期限までに別紙「文書等の公開に係る意見書」を提出してください。

1 公開申出に係る文書等の内容	
2 公開申出に係る文書等に記録されているあなたの情報の内容	
3 意見書の提出期限	年 月 日 ( )
4 意見書の提出先 (事務担当課等)	
5 備考	

注

- 1 別紙「文書等の公開に係る意見書」は、提出期限までに返送してください。
- 2 指定した提出期限までに意見書を提出されないときは、当該文書等を公開しても支障がないものとみなします。

公財高協第 号

平成 年 月 日

様

公益財団法人高松市国際交流協会  
理事長 竹崎 克彦

文書等の公開に係る意見照会書

公益財団法人高松市国際交流協会情報公開規程第 5 条の規定による公開申出のあった文書等に、あなたに関する情報が記録されていますので、同規程第 12 条第 2 項の規定により通知します。

当該公開申出に係る文書等を公開決定することについて御意見があれば、次の期限までに、別紙「文書等の公開に係る意見書」を提出してください。

1 公開申出に係る文書等の内容	
2 公開申出に係る文書等に記録されているあなたの情報の内容	
3 公益財団法人高松市国際交流協会情報公開規程第 12 条第 2 項の規定を適用する理由	
4 意見書の提出期限	年 月 日 ( )
5 意見書の提出先 (事務担当課等)	
6 備考	

注

- 1 別紙「文書等の公開に係る意見書」は、提出期限までに返送してください。
- 2 指定した提出期限までに意見書を提出されないときは、当該文書等を公開しても支障がないものとみなします。



平成 年 月 日

公益財団法人高松市国際交流協会  
理事長 竹崎 克彦 様

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、事務所等の所在地、名称および代表者の氏名等〕

文書等の公開に係る意見書

年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 公開申出に係る文書等の内容		
2 公開決定に対する反対意見の有無	有	無
3 公開決定に反対する理由等	<p>(1) 文書等の公開により支障を生ずる部分</p> <p>(2) 文書等の公開決定に反対する理由</p>	

公財高協第 号

平成 年 月 日

様

公益財団法人高松市国際交流協会  
理事長 竹崎 克彦

文書等公開決定に係る通知書

年 月 日付けで照会しました文書等については、次のとおり公開（一部公開）することと決定しましたので、公益財団法人高松市国際交流協会情報公開規程第 1 2 条第 3 項の規定により通知します。

1 公開申出に係る文書等	
2 公開申出に係る文書等に記録されているあなたの情報の内容	
3 公開を実施する日	年 月 日 ( )
4 公開を決定した処分	年 月 日付け 第 号
5 公開することとした理由	
6 事務担当課等	
7 備考	

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、公益財団法人高松市国際交流協会に対して異議の申出をすることができます。（公開の実施を停止させるためには、公開を実施する日までに異議の申出をする必要があります。）